法と女性 FD 研究会 韓国訪問調査報告

平 野 充 好 (教授) 大隈義和 (教授) 川ひろみ 市 (教授) 野佳代 南 (教授) 圌 田 愛 (准教授) 丰 嶋昭子 (准教授)

目 次

- 1. はじめに (手嶋昭子)
- 2. 調査の概要 (手嶋昭子)
- 3. 韓国女性政策研究院訪問(岡田愛)
- 4. 司法研修院訪問(平野充好)
- 5. 韓国憲法裁判所管見(大隈義和)
- 6. 韓国梨花女子大学法科大学院・ジェンダー法研究所訪問(南野佳代)
- 7. 女子大法学部の存在意義とは(市川ひろみ)
- 8. おわりに (手嶋昭子)

1. はじめに

(手嶋昭子)

本稿は、京都女子大学法学部に設置された法と女性 FD 研究会の有志によって、2013 年 5 月 14~15 日に行われた韓国訪問調査の報告記録である。はじめに、法と女性 FD 研究会の趣旨と、研究会の活動における韓国訪問調査の位置づけについて解説を行ったのち、調査の概要について述べる。次に訪問先での懇談により得た知見について、各参加者が報告を行い、ついで研究会有志が調査の成果を踏まえ、女子大学法学部の存在意義を考察する。最後に、今回の韓国訪問調査を振り返り、その成果と今後の課題について検討する。

京都女子大学法学部は 2011 年、日本における女子大初の法学部として開設された。設置の趣旨によれば、本学部の中心的専門領域は、核としての専門的法律科目と、その発展形態としての「女性のための法律科目」であり、「専任教員は、それぞれの専門法律領域で研究を深めるとともに、女性に特有の社会問題の法的解決、あるいは女性市民の積極的貢献が期待される社会的分野での法的サポートについて、研究をすすめていくことが、研究課題」となっている(『京都女子大学法学部設置の趣旨』 25 頁)。 さらに、後者の要請については、「女子大学における法学教育のカリキュラム」の開発を目指して「法と女性」研究プロジェクトを学部内 FD とし発足させることが予定されており、この設置の趣旨に基づき、2012 年 5 月より、学部内に法と女性 FD 研究会が置かれることとなった。数名の教員が企画・運営を担当しているが、構成メンバーは法学部の全教員である。

法と女性 FD 研究会では、本学部が今後、日本で唯一の女子大の法学部として、どのような専門教育を提供していくことができるか、また提供してい

くべきかを明確にする作業を行うため、第一に、各方面の専門家にご講演をお願いし、多角的な視点から女性のための法学教育を考える機会を設けてきた。例えば、2012年6月27日には、キャリア教育の専門家である森野和子氏に、キャリア開発の視点からみた大学における女子教育のありかたについて、初瀬隆平本学部客員教授には、本学法学部の設置の理念について、それぞれご講演を頂いている。2013年1月24日には、岡野八代同志社大学大学院グローバルスタディーズ研究科教授による講演会「ジェンダーに関する政治理論の展開と法理論への示唆」を、2013年5月には、小島妙子弁護士による講演会「ジェンダーと法の現在」を開催している。

そして、第二に、「法と女性」研究プロジェクトをさらに展開させるため、会員有志によって「女子大学の法学部における専門教育の意義と可能性」と題する共同研究(本学 2013 年度研究経費助成による)を行うこととした。これは、海外の女子大学に設置された法学部のカリキュラムや、ジェンダーの視点を取り入れた法学教育を提供している海外の大学のカリキュラムを調査し、女性を対象とした法学教育のモデルを抽出した上で、それらを参照することにより、本学部の個々の科目において、提供できる授業内容の可能性につき、検討することを目的とするものである。その一環として行ったのが、2013 年 5 月の韓国訪問調査である。

韓国は、日本よりも儒教の影響が強く、家父長制が根強いと言われているが、その一方で、周知のように、近年、女性の権利保障を目的とする法整備の進展がめざましい。その背景には、外圧や政治的な力学、女性の権利拡張運動の高まり、悲惨な事件等を契機とする国民からの要望等、多様な要因が指摘されているが、その一つに、梨花女子大学の存在があるといっても過言ではないだろう。梨花女子大学は女子大学としてはもちろん、韓国の大学の中でもトップレベルの大学であり、法学教育実施の歴史も長く、またいち早

くジェンダーの視点に基づいたカリキュラムも整備してきた。卒業生からは、法とジェンダーの関係性を学び、社会を変えるための知識と意欲を持った指導的な人材が輩出し、各界で活躍している。このような点から、本学部の法学教育のありかたを検討するにあたり、参照すべき海外の最適な一例として、韓国を選択した。

2. 調査の概要

調査の日程、訪問先、参加者、および、訪問先で懇談の機会を得た方々のお名前は以下のとおりである。

〇日程:2013年5月14日(火)、15日(水)

○訪問先:14日 女性政策研究院 Korean Women's Development Institute (ソウル市)

司法研修院 Judicial Research & Training Institute (ギョンギドウゴヤン市)

15日 憲法裁判所 Constitutional Court of Korea(ソウル市) 梨花女子大学 Ewha Womans University、 ジェンダー法研究所 Institute for Gender and Law (ソウル市)

5月14日 (火)の午前中は、女性政策研究院にて、CHOE, Keum Sook 院長、PARK, Seon Young 人権政策センター所長、HWANG, Eui Jeong 研究員にお目にかかった。同日午後には、司法研修院にて、CHOI, Byong Deok 院長、LEE, Soo Young 部長裁判官、PARK, Jinsu 裁判官と懇談の機会を得た。この日は、KOH, Joo Young 氏に通訳をお願いした。

15日 (水)の午前中は、憲法裁判所を SOH, Eunyoung 研究員にご案内頂

き、解説もして頂いた。午後は、梨花女子大学、ジェンダー法研究所を訪問し、 SOOK, Jeon Hyo 法学専門大学院院長、CHONG, Hyonmi ジェンダー法研究 所所長、LEE, You Jung 法学専門大学院教授、KIM, Dae In 法学専門大学院 教授、Han, Jee Young ジェンダー法研究所研究員にお目にかかりお話を伺っ た。このときも、憲法裁判所研究員 SOH 氏が引き続き、通訳をして下さった。

○共同研究代表者:手嶋昭子准教授

研究分担者 : 平野充好教授、大隈義和教授、南野佳代教授、

岡田愛准教授



[Ewha Campus Complex (ECC)]

写真正面に見える階段を下ると、広い通りの両横は地下 6 階建ての建築物となっている。これが梨花女子大学の ECC で、中には駐車場、映画館、学生のデザインによる衣服や大学グッズを販売する店舗、書店、レストラン、カフェなどが入り、総面積は約 6,6000㎡。地形を利用した大胆なデザインとその規模に圧倒された。階段を下りて通りをまっすぐ歩いて行くと大学の正門に出る。

3. 韓国女性政策研究院訪問

岡 田 愛

2013年5月14日、韓国女性政策研究院(Korean Women's Development Institute – KWDI)を訪問し、Choe, Keun-Sook 院長をはじめ若手研究者に対して、韓国におけるジェンダー政策の取り組みの歴史的経緯やその成果、また現代における最新の社会的動向についてインタビューを行った(なお、Choe, Keun-Sook 院長は、その後訪問する予定である梨花女子大学校のご出身であり、私と同じ民法をご専門とされる研究者であった)。

KWDIは、韓国におけるジェンダー政策のために1983年に設立された研究機関であり、女性政策の研究を通じて男女共同参画社会の実現を目指す組織である。中間目標として、市民に身近な研究、ジェンダー研究のネットワークの中枢の組織となること、そして、高度な研究体制を確立することを掲げ、最終的には、女性政策の実用性の向上、研究のネットワークの強化と多様化、さらに、コミュニケーションと調和のとれた関係性を通じての実効性のある管理体制の発展を目指している。

現在、KWDIは、統計や政策提言を提供することによって、ジェンダー法とその制度の構築に貢献しており、これまでの成果としては、国会における女性の代表の均整、公立大学で雇用における男女平等の実現、公共支出のジェンダー予算の獲得、などが挙げられている。インタビューでは様々なジェンダー対策の説明がなされたが、その中でも特に効果的であったと思われたものは、性別影響分析評価と呼ばれる調査であった。これは、新しく定められる法律について、政府機関に属する公務員または法律の専門家が、その法律がそれぞれの性別に対してどのような影響を及ぶすのかを評価する制度である。たとえば、財政・法律が性別分離をしているか、している場合はそれに合理性があるか、(ジェンダーによる)ステレオタイプを含んでいないか、

両性に参加の保証をしているか、などを評価するそうである。そしてその結果は各自治体にも伝達されるとのことであった。この評価の結果について法的拘束力は無いものの、事実上強い拘束力があり、これまで数多くの法律案が修正されているということである。

2007年5月以降、KWDI は男女共同参画社会の実現に特化し、女性政策 シンクタンクとなり、より強力に男女平等を推進することができる女性政策 機関となっている。

韓国では、2013年に初の女性大統領、朴槿恵(Park Geun Hye)氏が就任したが、その影響はあるのかと尋ねたところ、大統領自身が女性として何か女性政策を打ち立てているというわけではなく、むしろ周りが女性としての大統領を意識しており、また女性としての政策を望んでいるということであった。韓国でも少子化が進み一人っ子が増えたため、娘のために女性のための政策を支援したいと望む親世代が増えたこと、女性団体の活動の影響、そして何よりも政府による積極的な政策により、韓国におけるジェンダーの意識は急激に変わりつつあるとの印象を受けた。その意識の変化は市民レベルであり、氏族を継ぐのが男であったことから、女の子を選択的中絶の対象としてきた韓国において(1)、一人っ子でも娘で良しとする親が増えた(人権政策センター所長、朴(Park, Seon-Young)氏の発言)というほどである。

30年前に始まった KWDI の活動は、市民団体の評価を得つつ現在の地位と信頼を築いてきが、その成果の一つとして、法制度を整えたことによる国民の意識の変化が表れつつあることが感じられた。今回の訪問で最も印象的であったのは、「法律が変わると社会・日常が変わり、差別がなくなっていく」という、朴(Park)所長の言葉であった。

⁽¹⁾ 李京銀「韓国の男児選好とその問題」(大学院論文集 No1 杏林大学大学院国際協力研究科 2003 年)

4. 司法研修院訪問

平 野 充 好

私たち韓国訪問団は、2013年5月14日午後、司法研修院(The Judicial Research & Training Institute、JRTI)を訪問し、Choi, Byoung-deok 院長、Lee, Soo Young 部長裁判官、Park, Jinsu 裁判官から歓迎を受けるとともに、同院長らと意見交換を行った。

司法研修院は、1971年に創設され、40年以上にわたって韓国の将来を担う法曹を養成するために運営されている。韓国において裁判官、検察官又は弁護士の法職に就くには、司法試験に合格した上で、この司法研修院で2年間の研修プログラムを受けることになっている。正規のプログラム以外にも裁判官の自主的勉強会(「コミュニティ」と言う。)が20から30あり、そこではシンポジウム等を開催するなどしている。また、この研修院は、現職裁判官をトレーニングする役割も担っており、とりわけ裁判官の初任者研修は毎年200人くらいが研修を受けており、それ以外にも定期、非定期にプログラムが組まれ、任官後の継続教育が実施されている。

この研修院には、裁判官及び検察官で構成される教授部門があり、その主要な業務は教育と研究で、10年以上の司法経験のある、複数の裁判官又は検察官がフルタイムの教授として地位を有している(2又は3年の教授就任後それぞれの任務に戻る)。現在は、70名近い教授がいるが、うち女性は3分の1と他の組織と比べるとやや少ないようだ。

研修院内の様々な施設(模擬法廷、研修室、寄宿舎等)を見学後、さらに、研修院の付属施設である「国際司法協力センター」において、新センター長である上記 Lee, Soo Young 裁判官と懇談することができた。このセンターは、2013年5月開設されたばかりということもあって、新センター長Lee 女史の親切で熱意あふれる応対を受けた。

この研修院では、このように国際司法協力センターを創設し外国の裁判官等との交流を拡大しようとしており、具体的には、海外の裁判官に対して韓国法の研修なども実施している。このセンターは、東アジア地域においてさらには外国の裁判官との強力な交流の推進を通して裁判官交流のハブになることを目指しているとのことであった。海外から、裁判官や研究者等を受け入れるとともに、国際シンポジウムの開催なども行っている。

司法研修院及び国際司法交流センターを辞して、広大なキャンパス (83、096㎡) にでると大きな「動物の像」が目にとまった。近づいてみると、なんと「カイチ」の像であった(写真参照)。今まで辞書や書物⁽²⁾でしか見聞していなかったが、このような像に出会うのは始めてである。像の下の説明書きには、概略次のように記されていた。

「獬豸(カイチ)は、過ちを犯した者に一つの角をあてながら是々非々をただしたという東洋の伝説上の神獣である。東洋の法と正義の象徴として、「法」の昔の字⁽³⁾に含まれているものである。カイチは元々一つの角を持つ山羊の姿をいうが、他の伝承では猛獣のように表現されることもある。(ソウルの繁華街にある)光化門⁽⁴⁾にもカイチ像はあるが、その姿は原型からはほど遠い。この石像は様々な典籍と各国の像を考証し、法獣としてのカイチを復元し、造形美を活かし形状化したものである。玉京作 2001」

今までの私の理解では、解豸(カイチ)は「人の闘ふのを見れば其の邪悪なものに触れ、人の論を聞けば不正の方を噛むという」⁽⁵⁾にあるところ、ここでは「一つの角にあてる」と説明されている点が新しい知見であるととも

⁽²⁾ Yosiyuki Noda「Introduction to Japanese Law」東大出版(1976)159 頁。

⁽³⁾ 法の古字は「灋」。「氵」は、水の表面はたいらであるところから公平を意味する、「去」は、不正を取り去るという意から正義を意味し、「廌」は、ここでいう「カイチ」という正邪を判断する想像上の動物を意味する。

⁽⁴⁾ 韓国ソウル特別市鐘路区にある。王宮の城門の遺構。

⁽⁵⁾ 諸橋徹次著「大漢和辞典」7 巻 750 頁。

230 京女法学 第5号

に、このような形であの「カイチ」の姿を始めて見て感動を覚えたことを記 して私の訪問記としたい。



5. 韓国憲法裁判所管見

大隈義和

第一日目 (2013・5・14) の女性政策研究院と司法研修院の訪問に続き、私たち研究会メンバーは第二日目午前中に筆者の研究分野 (憲法学) に属する韓国憲法裁判所を訪ねた。韓国憲法裁判所はソウルの中心部に位置し、近くには青瓦台 (大統領官邸) もあるという話である。このような話なども含めて、憲法裁判所では日本での留学経験もあり日本語を流暢に操る憲法裁判所女性研究員のソ・ウニョン (Soh, Eunyoung) さんに主として応対していただいた。

憲法裁判所といえば、すでに早く1971年にマウロ・カペレッティが『現代憲法裁判論』(谷口安平・佐藤幸治訳、1974年)においてドイツ型憲法裁判制度とアメリカ型司法審査制度との「合一化傾向」を指摘して以来、司法審査制度を採用する我が国においても審査機関、審査の過程、審査の効力など多岐にわたるテーマについてその制度から大きな示唆を得てきている。

この意味でも隣国である韓国の憲法裁判制度のあり方が我が国の司法審査制度ひいては違憲立法審査制度のあり方に与える影響は少なくないといえよう。

憲法裁判所案内の冒頭、20分間程度のビデオを通しての説明があり、その後、口頭による案内を受けたが、憲法裁判所の概要は以下のとおりである。

韓国での憲法裁判所制度採用の経緯についてみれば、第二共和国憲法での 導入の試みなどの曲折がみられたが、1987年に第六共和国憲法(第9次憲 法改正)の中に独立の章(憲法裁判所)が設けられ、これを受けて1988年 8月5日に憲法裁判所法が公布されたが、それ以降の活動ぶりには目を見張 るものがある。

ただ、憲法裁判所制度そのものは上述のとおりその原型をオーストリア・

ドイツにみるのが一般であり、韓国の場合もその範をドイツにとったが、結局、第9次憲法改正の経緯の中で、抽象的違憲審査は行わず、具体的事件を前提として法律の違憲判断を行う具体的規範統制のみを行い、また、命令・規則・処分についての違憲判断は司法権の属する「法院」に委ねられる(107条)などアメリカ型の要素を加味した独自のシステムを採用したということで、これは当時の与野党の妥協の産物とも説明されている。⁽⁶⁾

このような憲法裁判所の権限も含め今日では我が国でも多くの紹介があるので、ここでは憲法裁判所裁判官の構成についてのみ触れておこう。

憲法裁判所裁判官は憲法裁判所長を含め9名から成り、判事・検事・弁護士など憲法裁判所法5条1項各号の職に15年以上あった40歳以上のものの中から任命される。任期は6年で再任も可能である。任命権者は大統領であるが9名のうち、3名は国会が選出し、3名は問題点の指摘もある大法院長の指名による。このため実質的には大統領、国会、大法院長(最高裁長官)が各々3名ずつ選出することとなり、この中から国会の同意に基づき憲法裁判所長が大統領により任命される。このような構成の憲法裁判所が違憲法律の審判のほか弾劾審判、政党解散、権限争議、憲法訴願の権限を有して審判を行う。この憲法裁判については毎月公開弁論が開かれ、そのすべてが英語によるインターネットホームページに掲載され、そこで法令・処分に対する決定もみることができる。(7)

ここでは、今回の訪問で韓国憲法裁判所制度の姿をあらためて見直した中での文字通りの管見であるが感懐をひとつだけ述べておこう。

それは、韓国憲法裁判所の処理件数の細かい統計等は措くとして、その大

⁽⁶⁾ このような経緯の詳細については、国分典子「韓国憲法裁判所の組織と権限」(今泉慎也編『アジアの司法化と裁判官の役割』調査研究報告書(アジア経済研究所,2012年)7~9頁、在日コリアン弁護士協会・編著、孫亨燮監修『韓国憲法裁判所―社会を変えた違憲判決・憲法不合致判決』(2010年)15~26頁、初宿正典・辻村みよ子編『新解説世界憲法集』(2010年第2版)岡克彦=執筆377~395頁。

⁽⁷⁾ 鄭柱白「韓国の憲法裁判の現況と展望」(『比較法文化』18号、2010年所収) 14頁。 韓国憲法裁判所ホームページアドレスは http://www.ccourt.go.kr。

半が「憲法訴願」といわれるジャンルのうち、とくに国民が法律に対し直接 に憲法裁判所に違憲審判を請求することのできる権利救済型憲法訴願で占め られているということに関わる。

それは、懇切な案内をうけたソ・ウニョンさんの説明時の表現、本稿で引用した文献のいずれも英語表記のconstitutional complaint (111条1項5号など)にあたる制度用語を「憲法訴願」と表している点にある。「訴願」の用語はわが国では1962(昭和37)年まで旧訴願法および行政事件訴訟特例法で用いられたもので、私はその改廃とともに行政法規から消えたものと理解しており、それまでは憲法裁判所の関係でドイツの場合の Verfassunngsbeschberde も憲法訴願と訳されてきたが、これに呼応してか以後「憲法異議」とも表されてきたという経緯のある訳語である。(但し、註記(5)に用いた『新解説世界憲法集(第2版)』のほか阿部照哉=畑博行編『世界の憲法集(第4版)』や有力な憲法教科書もなお「憲法訴願」としている。)

あらためてこの用語に接してみると、最近の「ドイツ、アメリカ及び日本の憲法学の影響」の指摘は別として⁽⁸⁾、韓国憲法裁判所制度の設置にあたり我が国の法制度状況が当時幾許か参看されたものか、改正過程でのそれはどうであったか、韓国憲法に不案内な私には興味つきない一用語をめぐる感懐であった。



⁽⁸⁾ 前掲書、註(5)『新解説世界憲法集(第2版)』393頁。

6. 韓国梨花女子大学法科大学院・ジェンダー法研究所訪問

南野佳代

2013年5月15日、韓国梨花女子大学の法学専門大学院(日本の制度では法科大学院に相当)とジェンダー法研究所を訪問し、法学専門大学院長のJEON, Hyo Sook(全孝淑)先生、ジェンダー法研究所長の CHONG, Hyon-Mi 先生、ジェンダー法学担当の LEE, You Jung 先生、行政法担当の KIM, Dae In 先生と懇談した。因みに、JEON 院長は前韓国憲法裁判所裁判官であり、梨花女子大学の現総長である。お二人とも、梨花女子大学法学部出身である。

1. 韓国法曹養成における梨花女子大学の役割

懇談内容のまとめに基づき女子大学の法学部が今後期待される役割を検討する前に、梨花女子大学の沿革と、韓国における女性法曹養成に果たした梨花女子大学の役割を概観しておきたい。以下の記述は主に山下英愛 (2008)と辛仁羚⁽⁹⁾ (1995) を参考にしている。

梨花女子大学の創始は朝鮮時代末期、1886年に米国からの宣教師によって設立された梨花学堂である。1910年には女子高等教育機関として大学科を設置し卒業生も送り出したが、学制変更等により、1925年に朝鮮総督府から専門学校として認可を受け、当時は男子の高等教育機関でのみ開講されていた法学関連科目として、1925年に「法制経済」、1936年に「法制」を開講した。当時の法学科目担当教員の中には、韓国家族法改正(男女平等化・戸主制廃止)を主張した鄭光鉉(ソウル大学法学部教授)がいた⁽¹⁰⁾。鄭教授

⁽⁹⁾ 法女性学、梨花女子大学法学部教授、のちに総長。

⁽¹⁰⁾ 山下によれば、鄭の東京帝国大学留学時には、女性参政権運動が盛り上がっており、 また、帝大家族法教授の穂積重遠は女性への法学教育に関心が高かったという。山下 2008:197-198

は梨花女子専門学校でイ・テヨン(李兌栄、韓国初の女性法曹)を見出し、 熱心に指導した。イ・テヨンは梨花女子専門学校卒業後、家庭に入り4児を 得たが、共学化されたソウル大学法学部に32歳で入学し、1949年に卒業、 1952年に司法試験に合格し、初の女性法曹資格者となった。ところが裁判 官への任官拒否にあい、弁護士になり、家族法改正に取り組み、女性問題研 究院附属法律相談所を設立し、のちに梨大法学部長として女性法曹の育成に も努めた。

解放後の1946年に梨花女子大学として唯一の総合女子大学となった。共学校も含め、当時の女子学生の約90%が梨大生であった。1948年の憲法により男女平等が保障され、梨大は女性の地位を高めるための人材を養成する必要性を認識し、1950年4月に法律学科と政治外交学科からなる法政学部を設置した。辛(1995:65)によれば、それは決して平坦な道ではなく、梨大は解放後、総合大学として医学部、薬学部などを設けたが、法学部の設置だけは、当時の性別役割分業の固定観念(「法学は男性の学問である」)と、学内の保守派の反対とにより、難航した。当時の総長であった金活蘭は梨花を卒業後、米国コロンビア大学でPhDを取得し、「有能な女性指導者の育成に対する信念と指導力を備え」た人物であり、法学部新設への強い信念と指導力をもって実現したという。1951年に修士課程(定員10名)を設置し、1956年に法学修士5名を送り出し、1964年には博士課程を設置する。梨大は女性の法学研究者養成においても極めて重要な役割を果たしたといえる。

1960年から 1980年代の軍事政権下においては、まず、大学の廃止、入学定員の削減等が実施された。梨大も定員が半数近くに削減され、物理学科が廃止された。1980年代には政策により再び大学の定員が増加する。1963年8月、梨大は唯一の女性法曹であるイ・テヨンを法学部長に迎え、1971年4月まで、法学部教育の施設・教員の拡充、国家試験受験者のための自習室等の整備を行った。1963年の教育指導方針では、「法曹界進出、学者および女性指導者の養成、一般社会の教師および職場進出、法の生活化を指導する人

物の養成」として、カリキュラムを整えた。なかでも、イ・テヨン自ら教授した「女性運動史」は女性の地位向上のための運動を歴史的に分析・研究する科目であった。また、「女性法律相談所を法律学科の研究実修所と定め、実習教育の拡充」(山下 2008:214)を行った。1970年代は女性の大学進学自体が少ないばかりでなく、共学大学法学部に入学する女性は僅かであり、法学専攻の女子学生数のほとんどは梨大生であったといってよい。1975年には梨大出身者が唯一の女性司法試験合格者となり、1978年には女性合格者2名のうち1名が梨大出身であった。1980年代には法曹、女性・市民団体、教育・学問・研究機関を進路とする卒業生が80%になった。

民主化運動が結実した90年代には、女性の人権が社会的に尊重されるようになった。国際社会では女性差別撤廃条約(CEDAW)の採択に続き、世界女性会議やウィーン人権会議等において女性の人権、ことに女性への暴力が世界の重要課題と認識された。朴(2004)のまとめにより韓国の動きを見ておくと、1984年にCEDAWに加入、1987年に男女雇用平等法制定、1988年にナショナルマシーナリーとして国務総理直属政務第二長官を任命、「性暴力特別法」1992年、「性暴力犯罪の処罰及び被害者保護等に関する法律」1993年制定、1996年に「女性発展基本法」制定、「DV 防止及び被害者保護に関する法律」「DV 犯罪の処罰等に関する法律」1997年制定、「男女差別禁止及び救済に関する法律」1999年制定、2001年ナショナルマシーナリーとして女性部(女性省)発足。この間の国際社会の流れには日本社会も同じように対応し、法を以下のように整備した。1980年 CEDAW 署名、1985年男女雇用機会均等法制定、1999年男女共同参画社会基本法制定、2001年 DV 防止法制定。

この間、女性の大学進学率も上昇し、韓国では1995年には女子学生の割合が3割を超えた。1996年に梨大は法律学科を法学部として定員を200名に増加した。1999年度の韓国大学教育評議会による法学分野の大学評価において、上位6校の一つとなり、対象大学79校中、総合評価で最優秀大学11校

に含まれた。女性法曹を増やすことがこれらの政策においても議論されるべき項目である。女性法曹養成について、梨大は女子大学法学教育の強化を提唱し、その理由として女子学生の教育環境を挙げている。すなわち、共学校において直接的な性差別はほとんど存在しないとしても、間接的な障害が残存しており、女子学生が疎外感を持ったり、男子学生に比べて参加が消極的になったりする結果、女性学生は能力を十分に発揮することができず、教授からの低い評価につながるという。これらは、女子大学の存在意義にかかわる米国での議論、米国ロースクールにおける女子学生の経験とそれに基づく改革提案等にも見られる論点であり、共通認識といってよいだろう。辛は社会科学系や工学系では、一般大学は未だ「実際上男女共学大学でなく男子大学」であるとして、女子大学における法学部の強化を、「女性問題が存続し続ける限り、女性大学として存在する」という梨花女子大学の方針とこれまでに果たしてきた役割とに合致すると述べている。(辛1995:66)

韓国の女性司法試験合格者は近年急増している。山下(2008:222)は「90年代後半以降の韓国社会のダイナミックな女性政策」をその要因の一つとする。ただ、日本に比べて急速な展開の背景には、それらに先立って女性の市民活動家と女性の観点からの法的専門性をもつ女性の質量ともに充実した層が存在したことがむしろ決定的なのではないか。韓国における女性政策の形成と実効性の確保を支えたのは、まぎれもなく女性市民運動を支えてきた女性指導者たち、政府機関で決定に参加する女性たちであり、少数ながら高い志をもって先頭に立ち続けてきた女性法曹と法学部卒業生であったことに鑑みれば、その多くを梨大が育成してきたことは称賛に値するだろう。ことに、辛が述べるように(1995:67-69)1960年代から女子大学の法学部にしかないカリキュラムとして女性学、女性運動史、性差別法制の分析、弱者の法律扶助、家庭法律相談所における現場実習を通じて、フェミニズム法学(あるいはジェンダー法学)の観点をもった法学部卒業生を送り出してきたこと、その卒業生たちが女性の権利実現のために立法・改正運動、訴訟支援方面で

活躍していることは、特筆すべきである。

最後に、山下(2008:226-227)により2005年時点で分かる状況を見ておくと、2004年度の司法試験合格者の女性割合は24.4%、裁判官への任官者は50%以上である。梨花女子大学法学部卒業生は、2004年時点での女性法曹785名中114名を占め、ソウル大学、高麗大学に次いで3位である。特に、女性法学教員に占める梨大出身者は45名中21名と1位である。また、2003年に梨大初の司法試験合格者である全孝淑が憲法裁判所裁判官に任命され、2005年には梨大教授の金善旭が法制処長(日本の制度にあてはめるならば内閣法制局長官)に任命された⁽¹¹⁾。2005年憲法裁判所における戸主制度違憲判決に至る戸主制度廃止運動は、梨大法学部の実習先であり、卒業生が多く就職する韓国家庭法律相談所が拠点となっていた。まさに、「法律の生活化」という教育目標を達成してきているといえる。

2. 梨花女子大学が法曹養成・法学研究において果たす役割

以下では懇談内容に基づき、法学専門大学院制度実施以降の梨花女子大学における法曹養成と、女性の権利実現のための法学教育・研究の方向性についてまとめる。

(1) 法科大学院におけるジェンダー法教育

梨大の法科大学院は定員 100 名、女性のみ受け入れており、2/3 まで梨大出身者を受け入れ可能であるが、1/3 は他大学出身者の枠である。新司法試験合格率は 90% 以上である。¹²²梨大は法学部教育において、韓国で初めて 1995 年から法女性学を科目としてカリキュラム化し、1996 年からは法学研究科においても科目とした。その流れを引き継ぐのが、ジェンダー法学科目であり、教員の間ではジェンダー法学がカリキュラム編成の中心的理念で

⁽¹¹⁾ 現梨花女子大学総長。専門はジェンダー法学、公法学、ドイツ法学。

⁽¹²⁾ 新司法試験合格率の全国平均は第1回が85%、第2回が75%。

あるとの理解があるようである。(13)

実務家教員(弁護士)である LEE, You Jung 先生が担当しているジェンダー関連科目は、1・2年生配当の法理論科目であるジェンダー法学(前期開講)、2年生配当の実習科目であるジェンダークリニック(前期開講)、応用科目であるジェンダー判例研究(後期配当)の3科目である。ジェンダー法学は10名前後が受講している。ジェンダークリニックは12名を上限基準とし、最大15名まで受け入れる。内容は手続的事項の学習、NPO/NGO訪問、相談所¹⁴⁴で相談を傍聴する。事件処理実務については、国際結婚、DV などを事例として取り上げる。シンポジウム開催、裁判傍聴を行う。事件記録に基づいて法律文書起案の練習などを行う。

この科目は人気があり、一番早く定員に達し、募集を締め切るそうである。また、法科大学院の全国評価において、ジェンダークリニックは優秀評価を受けたため、受講生数を拡充したとのことである。「ジェンダー判例研究は受講生が少なく、2013 年度は不開講である。LEE 教授は、この時期、学生は受験勉強を最優先するためだとコメントされた。教授によれば、梨大は女性法律家を養成する機関であるので、ジェンダー法学を必修にすべきだが、韓国の法科大学院は成績評価システムを統一して成績評価するため、必ず C評価の学生が出ることになる。ところが、この科目は司法試験科目ではないし、また就職に役立つか分からない、などの学生に履修を控えさせる問題点があり、実現できていない。これから受講すべき科目にしたい、とのことである。

⁽³⁾ 懇談に参加していた KIM, Dae In 教授(行政法)による。KIM 教授はジェンダー法とは直接かかわりはないが、この認識の下で、授業を工夫したり、ジェンダー法研究所による研究活動にも参加されている。もっとも、韓国ではジェンダー予算や立法・法改正過程でのジェンダー影響評価が法的に義務付けられており、少なくとも行政法研究者はジェンダー法について無関心ではいられないという制度的背景があるところが、日本とは大きく事情が異なる点であろう。

⁽¹⁴⁾ 李兌栄が開設し、梨大法学部生の実習の場とした韓国家庭法律相談所のことと思われる。

⁽¹⁵⁾ CHONG, Hyong-Mi ジェンダー法研究所長のコメント。

韓国では急速に女性の司法試験合格者が増加しており、多くが裁判官に任官することは先にみたとおりである。女性の人権実現の観点からは、女性法曹が増加することは第一段階として歓迎すべきであるが、次の段階ではどのような女性法曹かが、より重要になってくる。教授によれば、女性法曹が急速に増加しているが、女性の中でもジェンダー教育を受けたかどうかで、その実務における行動に差が出ている。例えば、改革派弁護士の団体の中で女性人権委員会はメンバーが100名であるが、多数を梨大出身者が占めている、とのことである。先にみたように、共学法学部からも女性法曹は誕生しており、ソウル大学、高麗大学出身者が数においては勝ることから、LEE教授のいうように、女性の人権実現へのコミットメントにおいてジェンダー法学を学んだかどうかは、実際に違いを生んでいるようである。

韓国の司法改革により、法科大学院を設置した大学では法学部は閉鎖されることになっており、梨大でも法学部は2017年に完全廃止となる。ジェンダークリニックに、梨大での法学教育において、「法律の生活化」という理念に実践の場を与え、韓国社会において女性への大きな支援ともなっていた家庭法律相談所での実習が引き継がれたことは、実務家養成に直結するものにされた点において、意義深いことである。また、このクリニック科目の受講希望者が多いということは、梨大の教育理念をよく理解して入学している学生が多いことも示すだろう。他方、女性の観点からの法的素養を持った人材養成の点からは、法学部の定員が200名であったことからすると、そのすそ野が狭められてしまったとの印象は免れない。どのような影響がでるかは、今後注目すべき点である。

(2) ジェンダー法研究所

JEON, Hyo Sook (全孝淑) 法学専門大学院長によると、ジェンダー法研究所は 1996 年に韓国で初めての法女性学研究・教育を専門に行う研究機関として梨花女子大学の研究科課程に設置された。現在は法科大学院に設置さ

れ、実務教育を共同で実施している。ジェンダー法研究所の CHONG, Hyong-Mi 教授(ジェンダー法学、刑法)によると、法科大学院専任教員 38 名から、研究所運営委員 10 名が選出され運営にあたっている。法学におけるジェンダー研究を推進し、学生にジェンダーの観点から法学を教育し、差別をなくしていくことを目標とする。

ジェンダー法研究所の研究・教育目標をどのようにして全教員で共有するのかについて、CHONG所長は、研究会、シンポジウム等を開催し、参加を促したり、パネリストになることを依頼したりする。しかし、招待しても、(失敗することを)「怖い」と思って参加しない人もいる。無理強いすることのないように気を付けている。非公式な場での会話などによって浸透させていく、と述べている。少なからぬ苦労をうかがわせるコメントである。

一方、行政法の KIM 教授のように、従来は関心があまりなかったが、ジェンダー法学がカリキュラムの理念であることを理解しているので、それに沿って授業を準備すること、授業での学生の質問がよいきっかけになっているということ、研究所による研究会等の機会のほかに、外部からジェンダーにかかわっての講演やその他の仕事の依頼があり、そのために勉強する場合もある。梨大の法学部と法学専門大学院がジェンダー法学を理念として掲げてきたことから、学生は一定の関心を持って梨大法学専門大学院に入学してくるということ、梨大の教員であれば、ある程度のジェンダー法の知見をもっているであろうとの期待が社会的には持たれていること、さらには、先にも述べたように韓国社会においてジェンダー関連の法整備と制度構築が進むにつれ、従来の法学もジェンダー法学的要素に無関心ではいられなくなっていることが背景であろう。法学の研究・教育者も、学生と社会の期待や制度の変化には対応せざるをえないし、また、それが社会を先に進ませるのである。

3. まとめ

以上、韓国における梨花女子大学の法学部と法学専門大学院の沿革と女性

法曹養成、女性指導者養成において果たしてきた役割を概観した。強い性別 役割意識を克服する指導的立場にたつ女性の育成という大学の理念の下に、 法学部は女性が法的専門能力をもつことにより自らが女性の社会的・法的地 位向上に資する指導者となるばかりでなく、女性が直面する日常生活におけ る問題を法的に支援する実践を行う場の設置と積極的な貢献の両面におい て、実務家の養成、実践指導者の養成、研究・教育の法理論的基礎付けを通 じて、極めて重要な役割を果たし、その理念と実践は法学専門大学院とジェ ンダー法研究所に受け継がれている。韓国社会は日本以上に男女の格差が大 きい社会であった⁽⁶⁾が、1990年代以降の法的・制度的な面でのジェンダー 平等政策の充実は、これを近い将来大きく変えるだけの力を持っている。こ れらの政策は女性の社会進出を促すが、それ以前に、この政策の実現に市民 レベルでの女性運動が果たした役割は大きい。国際的基準の順守と国内実施 の確保、先進諸国のジェンダー平等推進政策の積極的な採用、そしてそれら を企画し実施するために必要な法的専門性をもつ女性法曹の中に、女性の視 点から法を学び、実践してきた梨花女子大学出身者が多くいたことは、政策 形成と実施において、大きな推進力となったことであろう。これからもその 力が発揮されることを予想させるに十分である。

翻って日本の状況を考えれば、女性の人権実現にコミットした女性指導者、法曹、実践家の質と量において、未だ望まれるものが大きいように思われる。 現在の日本の最重要課題のひとつである男女共同参画社会の実現に向けた示唆として、ジェンダー観点からの法学の教育と研究の拡充が重要であることは、異論のないところではないだろうか。

参考文献

辛 仁羚 (李京桂訳) (1995)「法女性学をめざして―法女性学的観点でみた韓国の女

^{(16) 2013} 年度 GGI(ジェンダー格差指標)において、日本は 105 位、韓国は 111 位。 http://www3.weforum.org/docs/WEF_GenderGap_Report_2013.pdf(2013.12.24 ダウンロード)

子大学の法学教育の経験について―」『経済と社会』 23 巻 63 - 69 頁

- 朴 仁恵 (2004)「韓国の『女性に対する暴力』の問題の制度化と女性運動」 アジア・太平洋人権情報センター『国際人権ひろば No.56』(2004 年 7 月発行号) http://www.hurights.or.jp/archives/newsletter/section2/2004/07/post-155.html (最終確認日 2013.12.24)
- 山下英愛 (2008)「韓国における女性法曹養成教育の歴史と現状」『青丘学術論集』第 25 集 185 - 239 頁

7. 女子大法学部の存在意義とは

市 川 ひろみ

京都女子大学法学部「法と女性 FD 研究会」では、女子大学で法学教育を行う意義について、教員がお互いに問題意識を共有し議論を深め、それらを教育に反映させることを目指している。本学部は、共学の法学部にはない「女性のための法律科目」をその特徴とし、受験生・学生には、「京女でしか学べない法学」を提供すると説明をしている。しかし、「京女でしか学べない法学」の意義はどこにあるのかということになると、学生はもとより教員間でも、共通の認識があるわけではない。日本では、「女子大法学部」は本学が「唯一」である。そこで「女子大法学部」の存在意義について、社会における男女共同参画が進む韓国の取り組み、「女子大法学部」の長い歴史を有する梨花女子大学の実績を参考に考えてみたい。

女子大学の存在意義については、教育学やジェンダーの視点から研究がなされている⁽¹⁷⁾。いくつかの研究が共通して言及する女子大学の存在意義として、次の2点に注目したい。《1》学生がリーダーシップをとる力を獲得できる、《2》社会において優勢な考え方に対してオルタナティブな意見を提供することができる。

《1》は、共学校では、男性が優位であることが多い現実社会のあり方が、 大学内にも反映されてしまうため、リーダーシップを発揮するような女子学 生は育成されにくいという認識に基づく。これは、学生同士の関係と、教員 の学生への接し方の二つの側面から説明される。共学校では、教室内の議論

⁽¹⁷⁾ 椙山正弘「女子大学研究論」『大学論集』第30集、1999年度、93~107頁、森山由紀子「女子大学 HP 学長メッセージに見る、女子大学とジェンダー」『同志社女子大学総合文化研究所紀要』2005年、第22巻、5~15頁。山田礼子「共学にはない、女性だけのためのリーダー教育」『カレッジマネジメント』160、1・2月、2010年、46~49頁、池田緑「女子大学に勤務する男性教員の政治的位置性」『社会情報学研究』(大妻女性大学紀要―社会情報系―)、13、2004年、25~41頁他。

や部活動などの場面において、男子学生がリーダーシップを発揮しがちである。そのため、ゼミやクラブ活動の代表者などは男子学生、副部長や会計係などは女子学生という傾向にあることは否めない。男性がいる環境では、女性は無意識のうちに「二番手」「補助役」を演じてしまいがちであるし、そうすることに周囲の人々も疑問を抱かない。企業や役所で指導的な立場にある女性が圧倒的な少数に留まる現実は、この状況を象徴している⁽¹⁸⁾。日本社会において女性は、男性と同様に発言し、リーダーシップを取ることが期待されているとは言い難い。

また、教員も無意識のうちに男子学生により多く発言を促しがちであったりするため、教育環境が女子学生に不利に作用しているという指摘がある。性別にかかわらない入試判定によって、入学の機会の平等は達成されているが、入学後の学習において、女子学生にとっての「実質的平等」は達成されていないのではないかという懸念もある⁽¹⁹⁾。

これに対して女子大学では、当然ながら、指導的な役割も含め全ての活動を女性だけで行う。教員にとっても、女性の教育と発達のみが教育目標であり、「女性の可能性を引き出すことを最優先させる教育²⁰」が可能である⁽²¹⁾。

- (18) 日本における女性管理職の比率は低い。(平成25年度男女共同参画白書によると、1.1%) お茶の水郷道子学長の言葉によると、「女子大の役割は終わっていないどころか増している」。2008年7月にお茶の水、奈良女子、津田塾、東京女子、日本女子の5大学学長が出席したシンポジウム「21世紀に生きる女子大学」における発言。「存在意義探る女子大」『朝日新聞』2008年9月16日
- (19) 初等・中等教育においては、教員が無意識に行う日々の教育活動(男女別名簿の使用、女子には「さん」、男子には「くん」で呼びかけるなど)によって、生徒が一定の価値観を学んでしまうことを「隠れたカリキュラム」になっているとして問題提起されている。平川景子「大学教育におけるジェンダー―合否判定資料の性別問題の検討―」『明治大学人文科学研究所紀要』第67冊、2010年3月、204~205頁。
- 20) アメリカ合衆国の女子大学であるミルズ・カレッジの理事会が1990年に共学化の方針を出したことに対して、当時の大学自治委員長であったメリッサ・ディールが語った言葉。椙山、前掲論文、98頁。
- (21) ヒラリー・クリントン(アメリカ合衆国国務長官経験者)が学んだウエルズリー・カレッジのコーヘンヌ学長は、女子大学が女性の社会進出に貢献していると指摘する。アメリカ上位 1000 社の中で、女性の取締役の 3 分の 1 が女子大学卒業生で、女性議員 27 名の内、12 名は女子大出身者であった。椙山、前掲論文、100 頁。

大学や研究所は、社会において知の生産・伝達機能の重要な部分を担っている。そこに誰が参加しているのか、どのような教育課程によってどのような知が伝達されるのかは、その社会のあり方にも関連する。

《2》の社会において優勢な考え方に対してオルタナティブな意見を提供するという女子大学の意義については、社会において優勢な考え方(ステレオタイプ)に疑問を呈する考え方を育むことと理解できる⁶²²。社会において周縁に追いやられている人々(マイノリティ)の存在に気づき、彼らの声に耳を澄ますこと。そして、そこから社会に向けてオルタナティブな考え方を発信することができる知の生産・伝達は、女子大学が担っている一つの重要な機能であろう⁶²³。

この二つの女子大学の存在意義を、韓国で最も長い歴史を有する女子大学である梨花女子大学に見いだすことは難しくない。梨花女子大学は、女性差別をなくすことを目指して、「法女性学」を韓国で初めて1995年に学部、96年からは大学院でも開講している。法科大学院科目として2008年に開講された「ジェンダー・クリニック」は、実務を重視した内容で、学生に人気がある。この授業では、国際結婚や家庭内暴力などの相談を行っているNGOを訪問したり、裁判を傍聴するなどしている。実務家を養成するロースクールでは、ジェンダーの視点が不可欠である。梨花女子大学は、女子学生が「女性がマイノリティでない環境」の中で、のびのびと自分自身をエンパワーする機会を提供し、社会において重要な役割を担う人材を輩出してきた。

韓国女性政策研究院(以下 KWDI)は、韓国におけるジェンダー政策のた

²²⁾ アメリカ合衆国の多くの女子大学が具体的な教育目標として掲げている内容は、女性の必要に適合した支援的雰囲気を準備する、指導的役割に向けての準備、ステレオタイプと闘うこと、機会を平等化することなどである。山田、前掲論文、46~49頁。

^{23 「}男性中心の社会的諸関係特有のイデオロギーに拘束されることなく、女性として人間本来のあるべき姿に気づく感性を養い、社会の不条理にも気づける。それに立ち向かえる論理と情熱を身につけられることにこそ、女子教育の意義が有る」と、大塩武フェリス女学院長は語っている。「女子教育の社会的意義とフェリスが守るべき文化」(2013年5月鼎談実施)学校法人フェリス女学院ホームページより。http://www.ferris.jp/allferris/special/index.html(2013年11月7日アクセス)

めに 1983 年に設立された。この研究院は、ジェンダーをテーマとする NGO の活動が評価され、政府の国策機関である女性開発院となり、さらには女性 家族府の創設にもつながったという。KWDI では、100 名の研究員のうち 2 割が男性である。彼らは、一般社会とは異なりマイノリティの立場にある。 過去 30 年間に KWDI の院長から、5 名が国家機関の長官や大臣に就任しているという。KWDI の研究員らの起案による・人権・平等・人材育成をめざした女性発展基本法も制定されるに至った。この法律の法案は、研究院。この法律によって、立法、行政のあらゆる分野において、性別による差別はないかという視点が常に意識されることとなった。その社会的な意義は大きい。 韓国内では、女性による市民活動も活発である。米軍基地周辺で売春をし

ている女性への支援活動を行っている NGO の中心的なメンバーに話を聞く 機会があった。彼女は、反基地運動の経験から平和運動そのものが、男性支 配的な組織であり、軍事的であることを覚った経験を話してくれた。平和を 求める運動であるのに、そのあり方が軍国主義的であることに気づいたとき は、「頭を石で殴られたように大きな衝撃」を受けたという。そこで、彼女 たちは新しい活動をはじめた。この活動では、基地周辺で働く女性たちの元 に赴き、彼女たちの声に耳を傾けることを心がけている。そして、売春をせ ざるをえない状況に追いやられた彼女たちに、自己の尊厳に気づいてもらえ るような働きかけを行っている。自己を大切な存在であると肯定できてこそ、 自らの能力を伸ばすことができる。そのためにこの NGO は、彼女たちから 奪われていた学習の機会を提供している。彼女らは学びを通して自らの潜在 力に気づき、自信をもてるようになる。コリア語、法的知識、音楽など多様 なコースがある。この取り組みは、「自身がマイノリティではない環境」と「オ ルタナティブな考え方 | を提供しようとしている点で、女子大学の存在意義 と通底するものである。この NGO の活動は、売春業者などから脅されたり することもあるという。それは、これらの活動が、実際に大きな意味をもっ ていることの証左でもあろう。

社会において周縁に追いやられて声なき状態にあった女性の声に耳を澄まし、マイノリティの視点から社会を捉えなおし、社会で優勢であった考え方に別の視点から問題提起を行ってきた営みを、韓国における実践に見ることができた。日本の女子大学では、家政、食物、看護、介護、保育、福祉、国文、英文、文学、文学史、音楽、コミュニケーションなど、伝統的な性別役割に基づく分野の学部が多い。法学分野では、学生、教員ともに男性が多数を占めてきた。法学部は、官僚、公務員、政治家、報道関係者など権力を行使する人材を養成する機能を担ってきた。近年、女子の法学部進学率は高まっているが、教員に占める女性の割合は極端に低いままである²⁴。京都女子大学法学部は、学生は女性のみ、教員も半数が女性という国内の他大学法学部に例のない環境を実現している。国家権力、法・制度等を対象とする法学部において、マイノリティの視点から捉えなおす試みは極めて重要である。

ある学生が話してくれた経験は、女子大学法学部の意義を考える上で示唆的である。彼女は積極的な学生で、ゼミ代表の役も引き受け、課外活動にも進んで取り組んでいる。その彼女が、「女性しかいない場」の意味を感じたという話をしてくれた。彼女は、京女のクラスでは「好きなように」発言しているのに、京都大学コンソーシアムでのインターンシップのグループ・ディスカッションで、他大学の男子学生が同じグループいたとき、無意識に発言を抑制していたことに気づいた。また、彼女は、インターンシップ先の社員が、「女性は総合職ではなく、一般職が当然」という感覚で女子大生に接することも経験し、違和感を抱いた。そのように彼女が感じたのは、彼女が「自身がマイノリティでない環境」で、のびのびと自由に議論する経験があり、「(伝統的な性別役割を当然としない)オルタナティブな考え方」を学んだからであろう。女子大法学部が担うべき課題は重い。

^{24 2007} 年度の社会科学分野の大学教員に占める女性の割合は、14.9%。文部科学省科学技術政策研究所『日本の大学教員の女性比率に関する分析』2012 年 5 月 32 頁。大学教員に占める女性教員比率の低さについては、自然科学分野について論じられることが多く、法学部のみの統計を探し出すことはできなかった。

7. おわりに

(手嶋昭子)

今回の韓国訪問を振り返り、若干のコメントを述べさせて頂くことで、最後の締めくくりとしたい。以下は、研究会全体の総意ではなく、筆者個人の感想であることをお断りしておく。

今回の調査により、女子大学における法学教育、とりわけジェンダーの視点に基づくカリキュラムを設置することの社会的重要性を再認識することができた。また、梨花女子大学法学専門大学院のスタッフとの懇談では、ジェンダーやフェミニズムの視点をどのように教員間で共有することができるか、実践的なアドバイスを得ることもでき、大変参考になった。女性政策研究院、司法研修院における取り組みは、ジェンダーの視点に基づく研究の蓄積が立法、司法に影響を及ぼす好例として、われわれ女子大法学部教員の今後の研究の励みとすることができよう。

また、憲法裁判所をはじめとして、いずれの機関においても、その視線は 韓国国内のみならず、世界を向いており、広く世界全体にその活動と存在意 義をアピールすることが強力に志向されていることが、今回の訪問で印象深 かった点の一つである。本学法学部も、世界の動向を見据えた教育方針を考 えていく必要を痛感した。グローバル社会において通用する人材の輩出もま た、現代における女子大法学部の目指すべき課題ではないだろうか。

今後、具体的なカリキュラムを考えていく上で、解決すべき問題、明確にすべき課題は多々ある。法と女性 FD 研究会として、教員全体でさらに議論を重ね、真摯に取り組んでいきたい。

最後に今回の訪問の実現について、ご協力を頂いた全ての方々に、この場を借りて、参加者を代表し、御礼申し上げます。ありがとうございました。